

2023年7月11日

一般社団法人衛星放送協会
スカパー J S A T株式会社

令和5年7月7日からの大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第3報】

令和5年7月7日からの大雨により被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CSなど衛星放送事業に関わる74社が組織する一般社団法人衛星放送協会(事務局:東京都港区、会長:小野直路)とスカパーJ S A T株式会社(本社:東京都港区、代表取締役 執行役員社長:米倉英一)は、令和5年7月7日からの大雨による災害により、7月8日に災害救助法が適用された島根県、福岡県、佐賀県、大分県の16市町村において、「スカパー!」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域 (注) 下線は第3報の追加適用分

【島根県】

出雲市 (いずもし)

【佐賀県】

佐賀市 (さがし)

唐津市 (からつし)

伊万里市 (いまりし)

【大分県】

中津市 (なかつし)

日田市 (ひたし)

【福岡県】

久留米市 (くるめし)

八女市 (やめし)

筑後市 (ちくごし)

うきは市 (うきはし)

朝倉市 (あさくらし)

那珂川市 (なかがわし)

朝倉郡筑前町 (あさくらぐんちくぜんまち)

朝倉郡東峰村 (あさくらぐんとうほうむら)

八女郡広川町 (やめぐんひろかわまち)

田川郡添田町 (たがわぐんそえだまち)

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL : 0120-085-550 (10:00~20:00、無休)

以上